

令和2年12月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和2年12月18日開会

丸亀市農業委員会

令和2年 12月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年12月18日(金) 午前9時30分～午前10時40分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 15人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 松下 孝江 |
| 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 13. 谷本 公紀 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

2. 宮武 雅毅

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

副主任 山根 大雅

その他の出席者

農林水産課 主査 栗岡 宏樹

農林水産課 主査 坂田 憲亮

議事日程

農政に関する議題

1. 農業振興地域整備計画の変更について
2. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
3. その他

報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第71号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第73号 農用地利用集積計画の決定について

議案第74号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第75号 非農地証明願について

議案第76号 許可後の事業計画変更申請について

議案第77号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について

報 告

報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

令和2年12月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 定刻が参りましたので、ただ今から令和2年度12月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日、机の上にお配りしています資料の確認をお願いいたします。まず①総会の次第（裏面に定例農家相談開催結果と次回日程）、②全国農業新聞の抜粋、大西委員が掲載されています。それから、③農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）、④11月30日開催の農業委員・推進委員研修会でご出席いただけなかった方には、封筒で資料を置いています。それから、⑤農業委員手帳です。手帳の中を確認してください。委員の証明書も中に挟んでいますので、大切に保管してください。最後に、「普及センターだより」を置いています。不足等はありませんか。それでは、活動記録簿をお出してください。本日の総会も忘れずに、お隣と確認しながら、本日の総会出席の記載をお願いします。持参されていない方は、帰宅後、記入をお願いします。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。それでは、ただ今から12月定例総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） あらためまして、皆さん、おはようございます。今年も今日を入れて14日となりました。何かとお忙しい中、12月の総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。今年を振り返ってみますと、梅雨の長雨があり、それが終わりましたら猛暑というような異常気象、そして、さらには、新型コロナウイルスが世界中で蔓延しています。早く収まるのかと思ったら、第3波ということで、最近また増えておりまして、香川県でも感染者が発生しています。本年度の国家予算の案が新聞に載っていましたけれど、106兆円という予算で、その中の赤字国債が41%ということで、日本の国は大丈夫かなと思います。いろいろ大変な1年でした。そういう中で、皆さんのお手元にお配りしています大西委員の記事が、全国農業新聞に載っていました。皆さん、全国農業新聞を購読していますから、ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、見落とした方もあるかと思って配付しています。非常に若い農業者、若い農業委員として、期待をされていますが、地域農業発展のためにご尽力をいただきたいと思っています。ぜひ来年は農業に対しても明るい展望が開ける年であってほしいと思っています。座って議事を進めます。本日の出席委員は15名で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は12番の平池委員と13番の谷本委員をお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題といたしまして、議題1.「農業振興地域整備計画の変更について」、議題2.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」、議題3.「その

他」です。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農業振興地域整備計画の変更について」、農林水産課より説明をお願いいたします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） おはようございます。令和2年12月1日締切分の12月分丸亀農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更について、ご報告いたします。資料を読み上げる関係上、座って説明いたします。それでは、お手元の、「変更等理由書（総括表）」というA4横書きのホッチキス止めをご覧ください。1枚目から2枚目が変更等理由書、3枚目に地区別の総括表、その後に位置図がありますので、参考にしてください。それでは、1枚目から読み上げます。

番号12の1、飯野町東分・・・面積417㎡のうち234㎡、同じく・・・面積134㎡のうち19㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の2、飯野町東分・・・面積1,290㎡のうち499㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の3、金倉町・・・面積7.95㎡を・・・が駐車場として利用します。

番号12の4、金倉町・・・面積1,027㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号12の5、中津町・・・面積701㎡のうち207㎡を・・・が宅地拡張を行います。

番号12の6、郡家町・・・面積799㎡と同じく・・・面積2,927㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号12の7、郡家町・・・面積189㎡を・・・が駐車場を整備します。

番号12の8、三条町・・・面積1,406㎡と同じく・・・面積939㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号12の9、綾歌町岡田東・・・面積99㎡と同じく・・・面積384㎡を・・・が資材置場と駐車場を整備します。

番号12の10、綾歌町岡田西・・・面積907㎡のうち415㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の11、綾歌町岡田西・・・面積617㎡のうち260㎡・・・が分家住宅を建築します。

2ページ目になります。

番号12の12、綾歌町栗熊東・・・面積1,784㎡、同じく・・・722㎡、同じく・・・面積475㎡、同じく・・・面積539㎡を・・・が倉庫を建設します。

番号12の13、綾歌町栗熊東・・・面積232㎡のうち213㎡と同じく・・・面積177㎡のうち122㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の14、綾歌町栗熊西・・・面積546㎡を・・・が分家住宅を建築します。

番号12の15、綾歌町富熊・・・面積1,783㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

番号12の16、飯山町下法軍寺・・・面積255㎡、同じく・・・面積699㎡、同じく・・・13㎡を・・・

が分譲住宅を建築します。

番号12の17、飯山町東小川・・・面積459㎡のうち245㎡を・・・が宅地拡張を行います。

番号12の18、飯山町東小川・・・面積267㎡を・・・が駐車場を整備します。

番号12の19、飯山町川原・・・面積967㎡を・・・が分譲住宅を建築します。

下の表に用途別内訳が出ていまして、合計19件、合計面積18,041.95㎡となります。3ページ目に変更区分、地域別の内訳を示していますので、参考にしてください。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものとしたします。それでは議題2.「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。丸亀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」というA4両面の資料をご覧ください。先月の総会で「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について説明いたしました。本日はその案について、修正等のご意見があるかをお聞きいたします。ご意見等がある方は、挙手の上、ご意見をお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ご意見がある方は、おっしゃってください。この指針は3年間使いますか。

●事務局長（小西裕幸君） こちらの指針ですが、29年度から35年度までの6年間の計画であります、3年ごとの見直しを行うことになっています。そして本年は見直しの年ですので、こちらの資料は、農地面積それから集積率と、現在の数値に訂正いたしまして、計画を見直ししています。

●会長（松岡繁君） 新しい委員の3年間の任期中に、こういうことをするという指針です。具体的にということですが、1ページの下に書いているように、委員1人1年間に、最低でも1筆以上は農地機構へあつせんする。最低1筆ですから、全然していないというのではいけません。皆さんでしていかなければ、この目標はなかなか達成できません。そういうことですので、遊んでいるような農地を見つけたら、その所有者宅へ行って、農地を貸す希望があれば、農地機構へあつせんしてください。特に意見はありませんか。それでは、この案につきましては、今日の午後に推進委員連絡会議を開きますので、そこでも意見をお聞きします。意見があるようでしたら、それで意見を踏まえまして役員と事務局で修正をいたします。次回の総会で皆さんに報告します。そういうように進めたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） そのように進めていきます。その他の議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） その他はありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告・連絡事項に移ります。報告1.「定例農家相談会の開催結果について」事務局から報告をいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。座って説明いたします。飯山市民総合センター開催分は、11月27日金曜日、登倉委員で、市役所本庁開催分は、12月7日月曜日、横井委員で、綾歌市民総合センター開催分は、12月10日木曜日、久米委員で、それぞれ午前9時から正午まで行い、本庁と綾歌市民総合センター開催時にそれぞれ1件相談がありました。本庁開催時の相談内容は、転用工事の着手のことで、対象の農地は5条申請で転用許可が出ていると聞いているが、まだ工事の着手にかかれておらず、雑草が茂っている。いつ取りかかるのか、また、立会した水路改修はどうなっているかとの相談でした。工事の着手につきましては、許可後速やかにかかっていたいただき、完了の届を1年以内に提出するよう指導しており、雑草については、近隣の住民からも苦情がありまして、転用事業者に草刈りの指導を行っていることを伝えました。綾歌市民総合センター開催時の相談につきましては、農地の売買のあっせんの相談でした。農地所有者からの相談で、現在、農地を2筆所有してしまして、その農地について農地機構を通じて1筆、農業委員会を通して1筆の利用権の設定がされています。しかし、借り手が高齢なこともあり、ずっと貸借が難しいなら農地を処分したいということで、市や農業委員会等で売買のあっせん等ができないかとの相談でした。しかしながら、市や農業委員会では農地売買だけを目的とするあっせんは行っていないので、不動産会社などに相談していただくよう、お伝えしました。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は12月28日月曜日、大林副会長、市役所本庁開催分は令和3年1月5日火曜日、葛原委員、綾歌市民総合センター開催分は1月12日火曜日、松岡正雄委員の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長（松岡繁君） ただ今の事務局の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。その他の報告事項はありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは、農業委員会の業務内容について、説明の時間を取っています。今月の議案書でいえば、報告第26号の「農地法18条6項の規定による通知確認」と今月はありませんが、「農地法第3条の3第1項の規定による届出」の制度について説明します。事務局、よろしく願います。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。その前に、先月の総会で農業委員会だよりのコメント文を提出

していただき、ありがとうございました。現在、「農業委員会だより」の作成を進めていますが、スペースの都合上、75文字を超えた方につきましては、少し省略した部分もありますので、ご了承いただきたいと思っております。また、印刷業者からの納品が年明けになる予定ですので、封筒詰め作業後、1月15日までには発送したいと考えています。昨年同様、経営面積1,000㎡を超える農家宛てに発送する予定ですので、お知らせをしておきます。

それでは、毎月ご審議いただく各議案に続いて、今月は報告事項の中の「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」と「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、その内容について簡単に説明いたします。今月の議案書の中では、3条の3はなかったのですが、18条の6は第26号の報告事項の中に入っております。まず農地法第3条の3第1項についてですが、農地法第3条といえば、毎月の議案にあります、第1項の規定に基づく許可申請についてというところで、農地の売買とか贈与による農地の権利移動に関するもので、そして総会で審議して許可するものという認識があると思います。8月のアイレックスで使用した研修テキストをお持ちの方は、22ページを、お開きください。テキストをお持ちでない方もわかるように説明いたします。タイトルに農地の権利移動の許可制度というのがあると思います。農地法第3条ということで、その中の5番目のところに、許可を受けないで農地等の権利を取得した場合の届出というところがあります。読み上げますと、相続や遺産分割等により、許可を受けないで、農地等の権利を取得した場合は、農業委員会に届出をしなければならない。農地を取得したことを知った時点から概ね10か月以内にと書いていると思います。実際は10か月を超えた分も届出のなかに入っていると。これが農地法第3条の3第1項の内容になります。相続は売買と違いますが、当然に発生するものですので、許可を要することはありませんが、届出という形で、受理して報告事項としています。これは農業委員会が相続による農地の権利移動を把握するために提出を求めるものですけれども、この届出書の中でいちばん大事なところが、いつもの報告の中で読み上げていますが、届出書の最後のところに農業委員会のあっせんを希望するか否か、これをチェックする欄があります。あっせんを希望したいと申し出があったものについては、これは農地を相続したものの耕作を維持していくことが難しいという申し出があった場合には地元の委員や推進委員に相談し、耕作者を探していくことになります。あるいは農地機構を案内するなど相続を機に遊休化することがないように、それを確認するための届出と言っているのではないかと思います。次に、農地法第18条第6項の規定による通知確認についてという報告です。これも毎月の報告の中で読み上げている内容のとおり、農地の賃貸借の解約に関するものです。研修テキストの23ページをご覧ください。右側のタイトルに、(3) 農地の賃貸借の解約等の制限という欄があります。これは、耕作権の保護についていろいろ書いていますが、真ん中から少し下の方に、3つ目の白丸があります。賃貸借の解除、解約、更新をしない

旨の通知には、都道府県知事の許可が必要ということになっていますが、下の矢印のところ例外ということで、10年以上の期間の定めのある賃貸借、あるいは合意による解約となっています。毎月報告させていただいてるものについては、すべて知事の許可を要しない、この合意解約に該当するものになります。この表をまとめて申し上げますと、農地の賃貸借の解約については農地法第18条第1項の規定で、原則、知事の許可が必要となっていますが、第6項の規定で貸し手と借り手による合意解約でその農地の引き渡しの時期が解約の合意成立後6か月以内にある旨が書面において明らかな場合は、合意解約の通知をもって契約終了の手续が可能となっています。許可が必要でないということになっています。主に基盤強化促進法の中で賃貸借契約期間中に利用権が設定されているもの、その他永小作権がついていたものの解消も含まれますが、何らかの理由で合意解約する場合に農業委員会に通知をするものです。この手続につきましては、所定の通知書に双方署名押印し、合意解約書を3部作成して、3部というのは、貸し手、借り手それぞれ保管用と農業委員会に提出用です。この解約書には、実印を押す必要がありますので、貸し手、借り手それぞれの印鑑登録証明書を添付して、提出をしていただくこととなります。また、この通知書には解約する理由とか、賃貸人、賃借人どちらの主導で解約をするのかと転用するためだとか農地法3条で売買するためだとかそういうものを書いており、また離作補償の有無などを記載する欄が設けられています。報告の中で読み上げているとおりです。ちなみに農地の貸借が賃貸借ではなく、使用貸借の場合には、契約期間の途中で、貸し手、借り手双方の合意により、貸借を解約する場合は、使用貸借にかかる農地返還通知書という所定の様式がありますので、そちらに双方署名押印の上、この押印は認め印で結構です。その農地返還通知書を提出していただくことになっています。以上、簡単ですが、説明を終わります。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。時間のある時に、テキストをご一読ください。今後も、随時、農業委員会の業務の説明を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で、報告は終わりました。続いて、農地に関する議案に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。土地に関する議題といたしまして、

議案第71号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第74号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第75号「非農地証明願について」

議案第76号「許可後の事業計画変更申請について」

議案第77号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」

報告といたしまして、

報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。

以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議案第71号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。議案書の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしくお願ひいたします。議案第71号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件です。

1番、垂水町・・・面積580.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により、経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、三条町・・・面積1,320.00㎡【議案読み上げ】

この案件は高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

3番、三条町・・・面積948.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

4番、飯野町東二・・・合計面積4,249.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

5番、飯野町東二・・・面積694.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

6番、垂水町・・・合計面積1,831.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権

移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画は停止されています。

7番、綾歌町岡田上・・・面積1,071.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

8番、綾歌町栗熊東・・・面積1,290.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9番、飯山町下法軍寺・・・面積60.00㎡【議案読み上げ】この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で主に水稻を作付けする計画が提出されています。

以上9件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定など全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決いたします。議案第71号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から9番の各案件を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第71号「農地法第3条許可申請」9件は、原案どおり、許可することに決定いたしました。次に、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。

1番、今津町・・・合計面積1,271.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、平成24年頃、東側に隣接する土地を分譲する際、併せて造成し、駐車場として利用していまし

たが、今回、当該地について農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、所有権移転売買を行い、引き続き駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、郡家町・・・面積 535.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年10月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、川西町北・・・合計面積 4,217.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、従業員宿舍1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4ページをお開きください。

4番、飯山町真時・・・合計面積 490.69 m²【議案読み上げ】

申請地は、平成元年頃、隣接する納屋を取り壊したときに併せて造成し、住宅用地として利用し、現在に至っておりますが、今回、当該地について、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消をするため、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、飯山町川原・・・合計面積 1,588.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、太陽光発電パネル7基の建築整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査していただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。本案件の整理番号1番から5番までの各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」5件は許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。続きまして、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、5ページをお開きください。議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第73号は5ページから40ページにかけて記載をしています。これは「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、利用権設定については5ページから27ページにかけて、農地機構を通したものについては28ページから40ページにかけて記載をしています。この集積計画は、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで、貸借の効力が発生するというものです。

申請件数は、合わせて67件、筆数147筆、面積130,207.33㎡となっています。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えます。以上、ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」67件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第74号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、41ページをお開きください。議案第74号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。この「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。議案第74号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は、41ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付です。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。

以上、ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第74号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として異議のない旨、回答をいたします。続いて、議案第75号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて42ページをお開きください。議案第75号「非農地証明願について」です。案件は2件です。

1番、中津町・・・面積519.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、昭和24年頃には、住宅を建築されていたということで、農地法施行前より非農地の状態でありました。

2番、飯山町川原・・・面積35.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、明治元年頃には納屋が建築されていたということで、農地法施行前より非農地の状態でありました。以上2件、「丸亀市非農地事務処理要綱」における認定基準により、農地法の適用を受けない農地であるため、非農地として証明することに問題ないものと考えます。

ご審議、よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第75号「非農地証明願について」整理番号1番から2番の各案件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。続いて、議案第76号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは43ページをお開きください。議案第76号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は3件です。

1番、柞原町・・・面積218.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年2月27日、分譲住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成25年2月27日から平成30年2月27日までを、令和4年2月27日まで、4年間延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

2番、三条町・・・合計面積2,130.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成23年12月12日、分譲住宅8棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成23年12月12日から令和2年11月30日までを、令和4年11月30日まで、2年間延長して、工事の完了を図りたいと申請があり

ました。

3番、飯山町真時・・・合計面積976.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成25年4月30日、分譲住宅4棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、工期を当初の平成25年4月30日から令和2年4月30日までを、令和4年4月30日まで、2年間延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議もないようでありますので、議案第76号「許可後の事業計画変更申請について」整理番号1番から3番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。続いて、議案第77号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは44ページをお開きください。なお、議案第77号の説明に関しまして、農林水産課土地改良担当の坂田主査に同席していただいています。それでは、議案第77号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」を説明いたします。本件につきましては、令和2年11月19日付けで、丸亀市飯山町土地改良区理事長から同土地改良区が施行する農地耕作条件改善事業・・・地区の換地計画について土地改良法第52条第8項の規定に基づき、農業委員会会長あてに同意の依頼がありました。これは、土地改良事業の換地計画を定める場合、土地改良法第52条第1項で、土地改良区は、その行う土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとあり、同条第8項で、第1項の許可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添付しなければならないとあり、今回、飯山町土地改良区が香川県知事へ換地計画書の認可を申請するに当たり、本農業委員会の同意が必要となるため、その同意を求めるものです。換地計画の概要につきましては、従前が関係農家数9軒、関係農地116筆、49,502.03㎡であり、換地後が関係農家数9軒、関係農地60筆、49,477.50㎡となっています。また、現形図及び換地図につきましては、別紙資料を添付していますので、そちらをご覧ください。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第77号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」、異議のない旨、回答をいたします。

●事務局長（小西裕幸君） それでは、土地改良担当の坂田主査にはご退席いただきます。ありがとうございました。

●会長（松岡繁君） それでは報告事項に移ります。報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」を、事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、45ページを開きください。報告第26号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は5件です。

1番、綾歌町岡田上・・・面積1,071㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農地法第3条申請をするため、離作補償なく合意解約をするものです。なお先ほどの議案第71号の第7号のとおりです。

2番、綾歌町栗熊東・・・面積1,290.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農地法第3条の申請をするため、離作補償なく合意解約するものです。先ほどの議案71号の第8号のとおりです。

46ページをお開きください。

3番、綾歌町富熊・・・合計面積6,524.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、綾歌町富熊・・・面積1,080.00㎡【議案読み上げ】

この案件は農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

47ページを開きください。

5番、飯山町真時・・・合計面積1,554.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、転用のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

以上、第26号の報告を終わります。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にありませんか。それでは報告事項を終わります。以上で、12月総会の議案審議

ならびに報告事項はすべて終了しました。これをもって閉会いたします。最後に、委員からご意見、ご質問、また地元の状況などにつきまして、お話しをいただいています。本日は2人の委員に発言をお願いします。

(各委員発言)

●事務局長（小西裕幸君） 最後に、事務局から連絡事項を報告いたします。来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせいたします。来月は1月20日水曜日の午前9時30分から本館2階第3会議室、こちらの会場で開催いたします。次に、現地調査について、お知らせします。農地転用等の締切が1月5日火曜日になりますので、1月は7日の木曜日に現地調査を行います。関係委員には、6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。最後に、来年4月に市長・市議の選挙があります。そのことに関連して、候補者の後援会の話などもあるかと思いますが、基本的に後援会の役員など、個人的に候補者を応援されるのは構いませんが、通知文に農業委員だれそれ様とか推進委員だれそれ様等の表示やそれから、委員としての立場を言って選挙に関する依頼等をするのは控えてください。連絡は以上です。本年は大変お世話になりました。来年もよろしく願いいたします。

(午前10時40分終了)